

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

主君と城を交換するということ：

小泉・沼尻合戦における由良・長尾家中の動向

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-02-05 キーワード: 戦国時代の人質, 小泉合戦, 沼尻合戦, 由良氏, 館林長尾氏 作成者: 築瀬, 大輔, Yanase, Daisuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000686

主君と城を交換するということ

— 小泉・沼尻合戦における由良・長尾家中の動向 —

篠瀬大輔

はじめに

戦国時代には国衆や大名間の盟約の保証として、人質(証人)や起請文を交換することが広く行われた。人質の多くは家臣や当主の庶子で、嫡子の人質は最厚礼の外交儀礼であった。豊臣秀吉が徳川家康に実母を差し出したことなどは異例中の異例だろ¹⁾う。では、国衆当主自身が人質となるようなことはあつたらうか。松平元康時代の徳川家康がそうと言えなくもないが、これは父広忠の死去の結果であり、当初から企図されたことで

はない。そのようなことが人質政策として、また武家社会の規範として容認され、外交政策として機能し得たかという点と寡聞にしてわかには首肯できない。

天正十一年(一五八三)十一月から同十二年七月にかけて、東西関東の北部境界地域である上武国境(上野・武蔵国境の利根川)と両毛国境(上野・下野国境の渡良瀬川・佐野川)付近において、小田原北条氏と、常陸佐竹氏ら東関東の反北条勢力である関東東方衆との間で戦争があつた。小泉・沼尻合戦である。²⁾齋藤慎一氏の研究以来、小泉・沼尻合戦は単なる地域紛争ではなく、国政史レベルの問題としてその政治的画期性が問わ

れているが、その本質はあくまでも国衆と戦国大名の領国支配をめぐる権力闘争である。その国衆側の最大の当事者が上野新田領の国衆・由良国繁と館林領の国衆・長尾顕長兄弟である。

兄弟は北条方から反北条方に離反して戦争の原因を作り、そして結果的には北条氏との権力闘争に敗れ、天正十三年正月に本拠である新田金山城と館林城を失い、それぞれ上野桐生城と下野足利城へと強制退去させられるのである。滅亡こそ免れるものの、それまで保守してきた領国に対する一円的支配権を失い、国衆としての自立性を大きく後退させてしまう。

問題はこの間、当主兄弟が北条氏に捕らえられて小田原に在府しており、国元での戦争を家中が遂行していたことである。はたして、主君が敵方大名の本拠に送致されているにもかかわらず、国元の家臣がその大名に対して武力抗争を続けるなどということがあるのだろうか。

本稿は近頃確認された由良家中あて徳川家康書状（長谷川優代氏所藏横瀬飯田家文書）の検討を軸に兄弟の小田原在府の実否を検証するとともに、両家中による「主君と城の交換」の視点から、小泉・沼尻合戦の実像を再構築するものである。

一 由良・長尾兄弟の小田原在府問題

由良・長尾兄弟の小田原在府については近世前期成立の『石川忠総留書』や『新田金山伝記』などに脚色のうえ収録されている。その語るところは概ね次のとおりである。

天正十一年秋に北条氏が毛利北条高広の厩橋城を落とした時、由良・長尾兄弟が戦勝の祝儀に訪れる。そこで北条氏直は下野佐野城攻めのために、新田金山・館林両城を借用したいと申し入れる。ところが、兄弟は家中に相談すると言ってすぐに色良い返事をしなかった。帰城した家臣が慌ててこの様子を兄弟の実母妙印尼に伝えたところ、妙印尼は大手門に家臣を集め「尼カ首ヲ取、北条殿¹捧申」と演説し、国繁・顕長の子供をそれぞれの城主に擁して「家中一味」して籠城してしまう。これを見た北条氏は謀反と断じ、兄弟を捕らえて小田原に送り幽閉してしまうのである。国元では主君を欠いた新田・長尾家中が妙印尼を中心に結束して抗戦を続け、羽柴秀吉と内通しながら北条の「無道」の前に臥薪嘗胆を重ね、ついには両城を明け渡しながらも当主兄弟の帰還を実現するというものである。

兄弟の小田原在府の実否、この一点に限って言えば、これを

史実として肯定的に捉える論者と否定する論者があって一定しないのが現状である。「石川忠総留書」や『新田金山伝記』の資料性に対する評価の高さがそうさせている。また、否定論者であっても伝記の別の記述は信用したりしているものであって、必ずしも荒唐無稽と切つて捨てるわけでもなく、その立場は曖昧である⁵。要はあまり問題視されてこなかったというのが実情である。しかし、これが事実であれば、小泉・沼尻合戦は戦国大名と国衆、国衆当主と家中の関係性とその変化の画期を捉える上で特異な事件となる。そこでまず、小泉・沼尻合戦における当主不在問題の実否を歴史的に検証してみよう。

二 小泉合戦の勃発と兄弟の小田原送致

小泉合戦の伏線は天正十年の天正壬午の乱終盤まで遡る。国衆としての由良・長尾兄弟は元龜二年（一五七二）の越相同盟の破綻以降は、織田政権期の天正十年三月下旬から六月下旬の間を除き、基本的には小田原北条氏に従属していた。そのため、天正壬午の乱終盤に徳川家康に同調した佐竹義重の標的にされ、領国である新田・館林に侵攻を受けた。この時北条氏は小泉城に石巻康敬を置き、小泉と新田・館林をつなぐ対関東東方

衆陣営を構築したのである⁶。

これを脅威と感じた佐竹義重は天正十一年十月五日に至つて、上杉景勝に上武国境への越山を要請し、あるいは天徳寺宝衍（佐野房綱）を介して由良・長尾兄弟の切り崩しをはかった⁸。これに対し、十一月七日までに上野に着陣した北条氏直⁹が、同八日、富岡秀長に総社領と新田領内に知行給与を約諾して戦意を煽るなど、両毛国境地域の軍事的緊張は一気に高まった¹¹。北条氏から富岡氏への知行約諾は「金山本意」を条件にしていることから、由良国繁の離反はすでに露見していたと見られる。主導権を北条氏に握られたまま、十一月二十九日、ついに新田・館林の軍勢が小泉城を攻撃するが「諸口防戦」の前に退けられた。

これを口実に氏直は「其地境目」と称して、小泉領への軍事介入を強化する。北条氏邦を現地に派遣し、城主富岡秀高と秀長をその指揮下に置き¹²、十二月六日には大藤政信に足軽・鉄炮を付けて派遣し拠点体制を整えた¹³。こうして十二月十三日に「佐竹敗北」が決し、小泉合戦の前半戦を終決させる¹⁴。

【史料1】は小泉合戦勃発直後の十二月七日に、北条氏政が岡部房忠に宛てた書状である。「戦国遺文・後北条氏編」は氏政の花押型からこの書状を天正十一年に比定しているが、後述するように内容からもその年次比定は妥当である¹⁵。

【史料1】北条氏政書状

今度之模様無是非候、然者（長尾新五郎顯長）長新就在府、初中後共様子有様ニ相談、自彼方使被差越候、委細可為演説候、向後之儀者氏政可為証人由候、隱遁之上雖思慮候、相任其儀上者、聊別儀有間敷候、勘弁之上、早々落着専肝候、恐々謹言、

（天正十一年）
十二月七日 氏政（花押）

（明忠）
岡部左衛門尉殿

本文前段の「無是非」「今度之模様」「初中後共様子有様」とは小泉合戦の顛末を指している。また、後段の記述からは氏政がこの頃「隱遁」していることがわかる。氏政が氏直に家督を譲って隠居したのは天正九年のこととされるが、官途「左京大夫」を譲り「相模守」を称するようになったことがわかる。初見史料は天正十一年十二月四日である。「隱遁之上雖思慮候、相任其儀上者」とわざわざ述べているのであるから、本書状は氏政が官途・受領を変えた可能性の高い天正十一年と考えるのが妥当であろう。

内容について検討してみよう。冒頭に「長新就在府」とある。語順に注意したい。「就長新在府」でも「長新在府付而」でもなく、「長新就在府」であるから、意味は「長尾顯長の在府について」ではなく、「長尾顯長が（自身の）在府について」と読むのが正しい。顯長が小泉合戦の経過をよく見極めた上で、自身が小田原に在府することについて「彼方（長尾顯長）」から氏政に使者を立てて詳しく「演説」させるよう求めたものである。つまり、氏政は和睦の条件として長尾顯長の在府を要求しているのだ。

氏政のねらいは、長尾氏を早々に「勘弁」し事態を「落着」させることであつた。そのためには氏政自身が「証人」にもなる覚悟であると述べている。氏政は顯長に小田原参府を受諾させることで、新田・館林への進駐、伝記で言うところの「城の借用」を早期に実現しようとしたのである。

書状の相手の岡部房忠の人物比定は岡部和子氏所蔵「岡部系図」（印）による。この岡部氏は越前武生藩主本多家の家臣で、ほかに二通の戦国期文書を伝えている。一通は岡部平次郎が「当城（河越城）」の「戸張際」での戦功を上杉憲政から賞された時の感状である。この感状は倉賀野三河守が使者になっている。ことから、三河守が河越合戦で討死する前年の天文十四年

(一五四五)のものである。もう一通は天文二十一年の長尾景虎の関東越山に際して「北河辺矢嶋」の安全を岡部左衛門尉(房忠カ)に保障した景虎の制札である。「岡部系図」は房忠の項に「武州八島郡を代々領す。於武州川越北条家与上杉憲政一戦之刻、憲政公より御感状頂戴、房忠十八歳之時也」とし、両通とも房忠の事跡とする。岡部氏は武蔵児玉党で、その一族は各地に分派しているのだが、「北河辺矢嶋」は近世の武蔵国岡部領に属す榛沢郡矢島村に比定できることから、岡部房忠は岡部氏の本貫地を本拠とする家系であろう。また、「岡部系図」によると、房忠を継いだのは養子佐左衛門尉忠勝であるが、忠勝の生家は長尾顕長によって討ち取られた佐野宗綱の家臣で下野閑馬城主の赤見氏であるという。以上のことから、岡部平次郎房忠は「関東幕注文」に足利(館林)長尾氏の同心衆として記載される岡部弥三郎に近い存在であると考えられる。つまり、岡部房忠は長尾氏に近い人間として小泉合戦の和睦交渉を仲介しているとして理解することができよう。

十二月十日、北条氏照が成田氏長の忍衆とともに下野藤岡に陣を移し、十二日には藤岡城を落とした。藤岡表から敵を「夜逃」「敗北」させ、自陣は佐野・皆川へ向け「一行」を致すところであり、十五日までに氏直が小田原を出立すると伝えてい

る。⁽¹⁹⁾ おそらく、館林の長尾顕長はここで北条氏に拘束され、小田原に送致されたのではないかと考えられる。

なお後述するが、【史料4】の天正十二年比定三月十日付け皆川広照書状には「由信・長新進退之儀、家康御威光以一度召返儀」とあることから、実兄由良国繁も「一度」に小田原に在府させるよう動いていたと考えられる。

三 小泉合戦の和睦交渉

―新出の徳川家康書状の検討―

由良・長尾兄弟を参府させることで優位に立った北条氏であったが、国元の抵抗を押さえ込むことはできなかった。天正十二年が明けると、新田・館林勢が「小泉押詰」を本格化させ、二月十一日までに「毎度」「新・館」^(新田・館林)から「調儀」が仕掛けられるようになったのだ。⁽²⁰⁾これが小泉戦争の後半戦で二月十九日まで続く。北条氏直は小田原を出馬し、二月二日には武蔵淡島(比企郡内の淡島神社)から松山領甲山に進み、二月中旬には「越河(利根川渡河)」して上野に着陣するという動きを見せた。⁽²¹⁾これを見た佐野宗綱・佐竹義重・宇都宮国綱は新田・館林への「助勢」「助力」を急ぐよう申し合わせている。二月

二十四日、「佐野衆」が小泉城に取りかかったが、大貫伊勢守以下の主将が討ち取られて惨敗した⁽²²⁾。二十八日には「新田・館林・足利」の衆が攻め込んだがやはり防戦が固く翌日敗退した⁽²³⁾。この兩日の戦闘が小泉合戦の事実上の決戦となり、北条・富岡陣営の圧勝で幕を閉じることとなった。

前述したように、北条氏は当初から短期決戦を狙っており、両国衆との和睦交渉の機会をうかがっていた。そのことが、【史料2】【写真1】の三月三日の日付をもつ、由良家中あて徳川家康書状で説明できる。管見の限りではあるが、新出文書と思われる。

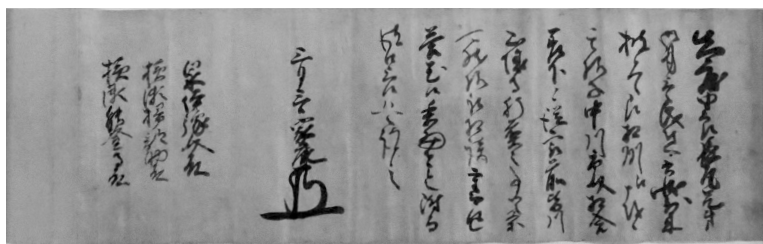
本文書は下総国相馬郡藤代村名主横瀬飯田家の家伝文書の一部である。横瀬飯田家文書の主体部は「下総国相馬郡藤代村名主飯田家文書」として、寛永期から明治三十年代までの八〇二八点の文書がすでに国文学研究資料館の所蔵に帰している⁽²⁴⁾。本文書はこれとは別に「神君御判物」として、『石清水八幡宮横瀬家系譜』（享保三年（一七一八）・飯田庸親撰）及び過去帳とともに、横瀬飯田家の子孫である埼玉県川口市の長谷川優代氏が所持しているものである。

横瀬飯田家は由良成繁（永禄五年（一五六二）に小野姓横瀬氏から源姓由良氏に改姓）の次男横瀬能登守永氏の子繁氏を初

代とし、三代庸氏の時に飯田氏に改め、明治二十五年（一八九二）に横瀬氏に復姓したという。その間、藤代村・藤代宿・藤代駅の名主・本陣を世襲してきた⁽²⁵⁾。同地と横瀬氏との由緒は、『石清水八幡宮横瀬家系譜』に北条氏との抗争と金山籠城、母妙印尼の奔走として様々語られている。そのことの考察はここでは省略するとして、天正十八年に由良（横瀬）氏が常陸牛久領に転封になったことが契機であったと考えられる。

文書の法量は縦一四・二cm・横四二・六cm、料紙は楮紙、花押の寸法は縦三・五cm・横五・二cm。内容は次のとおりである。

なお、長谷川氏所蔵資料の調査



【写真1】徳川家康書状（長谷川優代氏所蔵横瀬飯田家文書）

データは館林市史編さんセンターが保管している。

【史料2】 徳川家康書状

先度^(因繁)由良・長尾^(頭長)兄弟御身上之儀、在書状到来、披見候、即
 相州^(北相模守氏改)江中越候、其様子中川市介相含差下候、従最前皆
 川山城^(広惣)守肝煎之事候之条可然様被相談、重而返答玉候、委
 細を令附而彼口上候恐々謹言

(天正十二年)
 三月三日

家康(花押)

泉伊予介殿^(成高)

横瀬掃部助殿^(繁俊)

横瀬能登守殿^(繁勝)

家康が由良家の三名の家臣に返書として差し出した書状である。「中川市介相含差下」と「皆川山城守肝煎之事」の記述が次節で触れる四月二十一日付け皆川広照あて徳川家康書状(皆川文書)に見える「由良・長尾儀付而、先度先度中川市助差越候キ、定可為参着候、不能重説候」に符号することから、年次は天正十二年に比定できる。

次に宛所の三名について検討したい。まず泉伊予介は山田郡矢田堀村(現太田市矢田堀町)の瑞巖寺中興開基の泉繁俊(瑞岩寺殿傑翁宗英大居士)に比定できる。由緒によれば、同寺は永禄二年に矢田堀城主泉繁俊によって中興され、境内に慶長二年(一五九七)八月十三日に没した繁俊の墓を祀る。また、「天正十一年金山籠城人別」なる記録には「泉伊予守平繁俊・山田郡矢田堀領主・慶長二丁酉九月卒」とあるという。泉氏は由良・横瀬氏の主君である岩松氏一門で、永禄四年成立の「関東幕注文」(上杉家文書)には「新田殿御一家」の泉中務大輔の名が見える。ただし、「新田別称由良系図」によれば泉氏はこの時まで横瀬泰繁の弟で矢田堀横瀬氏の基繁が養子となって継承しており、基繁が泉中務大輔を称している。以上のことから、泉伊予介とは世代的に基繁の子、または孫ということになる。横瀬掃部助は「新田別称由良系図」によれば、由良成繁の弟長繁の家系が「掃部頭」を称していることから、世代的にその子成高に比定できる。横瀬繁高は山田郡東今泉村(現太田市東今泉町)の曹源寺の中興の祖とされている。横瀬能登守は「新田別称由良系図」では、由良国繁・長尾頭長の弟の繁勝が「矢場能登守」を称している。『長楽寺永禄日記』には矢場領主として横瀬安生軒が散見する。繁勝はこの矢場横

瀬氏を継承したものと考えられる。なお、前述したとおり本文書を所蔵した横瀬飯田氏は「横瀬能登守永氏」を祖と仰いでいる。おそらく本文書は徳川家康から始祖「横瀬能登守」が拝領したものと見て、家の由緒の証しとして横瀬飯田家に引き継がれてきたのだろう。⁽²⁸⁾

以上のことから、宛所の三名はいずれも由良国繁とは血縁的に極めて近い一門衆であることがわかる。彼らが由良家中においてどれほどの権能を有していたのかは定かでないが、家康が横瀬一門衆に対して「由良・長尾兄弟御身上之儀」についての意思決定を求めていることは紛れも無い事実であり、当主に代わって一門衆に家中の外交と意思決定を委ねる体制が敷かれたことがわかる。いずれにしても、この史料によって当主国繁の国元不在が確実になった。

次に内容を検討しよう。「先度由良・長尾兄弟御身上之儀、在書状到来、披見候」とあることから、家康はすでに由良・長尾兄弟の帰還について横瀬一門衆から仲介交渉の要請を受けていることがわかる。家康はその件についてすぐに「相州（北条氏政）へ申し送り、氏政の意向を伺った。その氏政の「様子（状況・子細）」を中川忠保に託し、この書状とともに横瀬一門衆の元へ遣わしたのである。さらに、「由良・長尾兄弟御身上之儀」

については皆川広照が「肝煎」となっているので、皆川とよく「相談」して意思決定し、「返答」するよう求めている。

ところで、宝永元年（一七〇四）に著された『新田金山伝記』という書物がある。これによると、佐野城攻めに従わず、なおかつ人質も出さず、金山城に立て籠もる由良氏に対して、北条氏直が密かに陰謀を仕掛け、これまでの「無出仕」に関しては「遺恨ノ儀無之」とし、「神文」に「氏直公父子」が血判を捺して送り、出仕を求めてきたというくだりがある。

『新田金山伝記』は由良家旧臣の後裔で、上野国新田郡世良田村の在村文人・大澤政勝が、由良家分家で幕府高家に列した由良貞顕に献上するために著述した伝記で、由良家と大澤家の由緒でもある。著述家としての政勝の姿勢は自身が「伝説ヲ父祖ニ撮り、旧記ヲ遠近ニ求テ夫闕略ヲ補ヒ、以テ将来ニ充ツト云」というものであった。⁽²⁹⁾ 正保二年（一六四五）生まれの政勝の周辺には、天正年間の出来事を直接・間接に語れる人がまだ存命であり、そういった人々の「家伝旧聞」に取材したり、「良田山（山名）等之記録」、すなわち今日『長楽寺永祿日記』として知られる史料を閲覧しながら政勝は伝記を完成させたのである。⁽³⁰⁾ このことから一定の資料批判の上で歴史資料として活用し得るものと評価されている。⁽³¹⁾

また、『石川忠総留書』には、北条氏が兄弟に「両城ヲ此方_正借置」ことの見返りとして「城付千貫宛」を与えると約束し、「御父子ヨリ御墨付_二血判_一」が送られてきたとする。

そこで、『史料2』の家康書状と『新田金山伝記』と『石川忠総留書』を念頭に置きつつ、次に示す同じ三月三日付けの北条氏直書状に注目してみよう。⁽²⁸⁾

【史料3】 北条氏直書状写

一 翰令披見候、然者誓詞之儀、掃部助方出眼前、^(横瀬成高)染身血進之候、委細可在両使口上候、恐々謹言

^(天正十二年)三月三日 氏直（花押）

由良信濃守殿^(國繁)

この時北条氏直は上野に出陣中であつた。そこで氏直は横瀬一門衆の一人横瀬掃部助成高の目前で起請文を作成し、これを小田原にいる当主国繁に送つたのである。氏直の行動は【史料2】で家康が述べた「相州（北条氏政）」の意向に沿つたものであろう。家康がそのことを書状にしたためた時には、すでに

小泉合戦の和睦が上野出陣中の氏直と小田原在府中の由良国繁の間で成立しつゝあつたのである。

四 「家康御威光」の不調による沼尻合戦の勃発

三月三日の時点で小泉合戦は名実ともに終結し、当主の帰還と新田・館林領への北条氏の進駐は実現するかに見えたが、交渉は妥結せず依然続いた。次の史料は天正十二年三月十二日下野の皆川広照が徳川家の本多正信に宛てた書状である。

【史料4】皆川広照書状⁽²⁹⁾

急度令啓入候、改年_二者未申承候、背本意候、仍而御分国中御静謐之由玆重候、然者関東惣無事于今未落着_二候、被引詰様_二頼存候、殊_二由信^(由良信濃守國繁)・長新進退^(龍川)之儀、家康御威光以一度召返儀、両地へ各拙者由断佗言申候、関東之覚与申、此所御念入候様_二旁々御取成極候、扱ハ筑州御問候、於此方者種々申来候、無御心元存候、将亦雖乏候、為御音信白鳥一ツ、進之候、御一儀迄候、委細之所彼口迄申合候条、令略候、恐々謹言、

(天正十一年)
三月十二日

本弥
家康第八郎正徳

御宿所

(皆山城守)

広照 (花押)

書状前段に「関東惣無事于今未落着候、被引詰様頼存候」とあるように、皆川広照は徳川分国(遠江・駿河・甲斐・信濃)の「御静謐」に比べ、関東ではいまだ「惣無事」が実現されないことを問題視している。そして、関東における惣無事の早急な実現を希求している。皆川氏の考える「関東惣無事」とは北条以前の状態を保障した「織田惣無事」を念頭に置いている⁽³⁴⁾。しかし、天正壬午の乱の終結に伴って成立した北条・徳川同盟では、旧武田氏分国のうち甲斐・信濃を徳川氏の分国、上野を北条氏の分国とし、切り取り次第に相互承認するものであった。これに対して皆川氏は織田惣無事の状態に戻すことを要求し、そのためには「家康御威光」が必要であると訴えたのである⁽³⁵⁾。しかもそれは、ただ皆川氏固有の利害ではなく「関東之寛」(ここでは関東東方衆の意思)と言えるものだから、念入りに取り成して欲しいと訴えている。

さて、本稿で問題になるのは「殊由信・長新進退之儀、家

康御威光以一度召返儀」のくだりである。これが、【史料2】の「由良・長尾兄弟御身上之儀」に対応していることは前述のとおりである。「由信・長新」を小田原から「一度」に国元に「召返」ことこそ関東東方衆が望む惣無事状態であるが、それは北条氏に敵対的な秀吉ではなく、北条氏と友好関係にある家康でこそ実現し得ると考えたのである。さらに、関東東方衆側でそれができるのは反北条勢力でありながら徳川氏と太いパイプをもつ皆川広照以外に無かった。

広照が期待する「家康御威光」の真意は、北条・徳川同盟の一方の当事者としての立場からの口添えであったことに疑問の余地は無いだろう。ただし、後段に「筑州御間候、於此方者、種々申来候」とあるように、この時期はいわゆる小牧・長久手の合戦前夜であり、一触即発の「無御心元存候」という状況であり、その実現性は未知数であった。

案の定、小牧・長久手合戦の没発によって事態は急転する。由良氏と和睦したはずの北条氏直は、三月十八日に至って一転して諸将に参陣を促し、三月二十六日までに利根川南岸の武蔵本庄領「久々宇・本庄」に着陣するよう命じたのだ。この時の北条側の動きは「火急出馬」「着到之儀者不及沙汰候、一騎一人成共人数之儀相嗜着陣可為感悦」と言うほど電撃的なもので

あつた。⁽³⁶⁾まず足利方面で火の手が上がり、三月二十八日には「足利表」で、四月二十一日には「足利宿城」で戦鬪が起こつた。

佐竹軍は四月十五日には「新・館・佐野助力」のために藤岡に着陣した。⁽³⁸⁾そして、四月二十二日に北条氏政・氏直の「上州参着」が果たされると、北条軍と佐竹軍は五月五日までに「野州於号藤岡地」に進み、「沼」を挟んで対陣し双方ともに「城同前」の「陣城」を構えて対峙したまま膠着状態に入つた。⁽⁴⁰⁾沼尻合戦の勃発である。

この間、家康は四月二十一日の書状で広照に対し、「其表惣無事、由良・長尾儀付而、先度中川市助（保忠）差越候キ、定可為参着候間、不能重説候」と述べている。⁽⁴¹⁾これは【史料4】で広照が述べたところの「関東惣無事」と「由信・長新進退」に進捗が無く、事態を収束することのできなかつた家康の苦しい弁明である。「関東惣無事」の壁は家康の想定よりもはるかに高かつたのである。

沼尻の両毛国境戦線は膠着し、戦鬪はむしろ新田領と小泉領の周縁部で激しさを増した。五月一日までに由良氏同心衆で上野深澤城の阿久澤氏が北条方へ離反し、沼田へ通じる黒川谷の五覧田城を攻略してしまつた。北条家の大藤政信が守備する小泉領古海には六月二日に「新田」から、七月二十三日に「館林」

から敵が押し寄せている。⁽⁴²⁾古海は上武国境の利根川渡河点であり、対岸の武蔵忍領からの物資が荷揚げされ、そこから小泉城に移送する兵站基地であつた。⁽⁴⁴⁾北条氏は古海を死守するとともに、富岡氏に対し新田・館林領内の二十一ヶ所にも及ぶ広大な所領の宛行いを約束し、戦意を鼓舞した。⁽⁴⁵⁾沼尻合戦は七月上旬ようやく終戦工作が始まり、北条氏照が佐竹側に「無事之計策」を種々申し入れ「血判以落居」、佐竹義重が「様々懇望」し、北条氏直が「赦免」して双方は開陣することとなつた。⁽⁴⁶⁾

ところで、沼尻合戦は北条氏が小泉合戦の和睦を一方的に破棄することで勃発している。そのことは、八月九日に真壁氏幹が佐竹義重に宛てた書状の中で、今回の北条氏直の新田・館林への調義（沼尻・古海合戦）は「手拔之刷・前代未聞」のことであるから、佐竹からの「可有御半途」の要請には道理があるので真壁氏はそれに従つたと説明していることから明らかである。⁽⁴⁷⁾

五 主君と城の交換に応じる国衆家中

沼尻合戦と並行して、三月上旬以来尾張で対陣していた徳川家康と羽柴秀吉が十一月十一日に陣を引き、小牧・長久手の戦

いが終結した。これを受けて北条氏政・氏直は新田・館林の攻略を本格化させ、十一月二十三日までに「上州新田表」へ軍勢を繰り出し、十二月二十五日には氏照が下野藤岡城から館林領へ進駐を開始した。同様に新田領には北条氏邦が進駐したと考えられる。このことに対して皆川広照は浅葉十郎に書状を送り、沼尻合戦が「奥州（北条氏照）懇望」により「血判落居」したにも関わらず、氏直が再び「上州新田表」を攻撃していることは「南方裏表之扱、前代未聞之扱」であるから、関東八州には家康を支持する者がいなくなってしまうと訴えている。⁽⁴⁹⁾北条氏はもとより、その行動を阻止できなかった徳川氏は三月の「前代未聞」に続き、二度目の「前代未聞」を犯したと関東東方衆側から非難されたのである。

天正十三年正月四日、新田・館林両城の北条氏への明け渡しが決定した。これにより、ようやく長尾顕長が館林城に帰還し、氏直と対面したのは正月十一日のことであった。これにより、北条氏はすぐさま新田・館林領の接収と支城体制の整備を進めることになる。⁽⁵⁰⁾

新田金山城と館林城が北条氏に接収されたことについて、関東東方衆の宇都宮国綱は陸奥白河の白川義親（不説齋）に対し、「由信・長新帰城之上、両地南方へ明渡候儀、無是非次第候、

彼両城普請出来之上、五三日中可為帰陣之由、其間候、佐・皆其以往弥々仕置等堅固候、可御心安候」と述べている。⁽⁵¹⁾関東東方衆は新田・館林領が北条方に「無是非」落ちたことで、その周辺に位置する佐野・皆川領の軍事的緊張が高まったことを強く警戒している。関東東方衆と通じる羽柴秀吉も「去秋以来義重・氏直雖対陣候、依為節所、互被納馬之処、氏直以計策新田・館林両地請取、于今居陳之由候」と述べており、氏直の「計策」に敗れたとの認識を示している。⁽⁵²⁾

そもそも、兄弟はなぜ小田原に送致されることになったのだろうか。年未詳ながら富岡氏はのちに、「從小田原之仰出、江雲齋両陣へ直被申渡候事」という書出しの条書において、「武州川辺御城無御座候、当地小泉之義者小地与申、（中略）、小成共不破及御氣遣、御仕置等可被 仰付候、拙者兄弟共奥州・房州へ致進上候者、何を以御譜代衆をとり可申候哉」と進言している。⁽⁵³⁾小泉領は小地であるが、北条氏は利根川の北岸に直轄の城を持たなかったため、我ら兄弟が氏照・氏邦に「進上」したものであると言っている。「進上」の具体的な時期はわからないが、遅くとも天正十一年十一月に最大の面期があったと見てよいだろう。これに対し、「進上」に応じなかった由良・長尾兄弟は報復を受け、両人は小田原へ送致されることになっ

たのである。戦国大名北条氏が国衆当主を人質に取るという挙に出たのである。

注目すべきはそれに続く「何を以御譜代衆⁽⁵⁾をとり可申候哉」という文言である。富岡氏は自身の行動を「その忠義は譜代衆にも劣らないものである」と自負しているのである。「譜代衆」とは北条氏の家臣のことであり、富岡氏ら外様国衆に對置する概念である。戦国大名北条氏にとって富岡氏は自立的な外様国衆であるが、実際には富岡氏の政治理念として「譜代」の「忠義」という価値観、あるいは従属願望が存在したことは「国衆」の再定義において注目に値しよう。

次に、由良・長尾家中は当主不在の中で、主君と城の交換という重大な政治決定をしたのであるが、このことは国衆権力のあり方を考える上でどう捉えることができるのだろうか。

『石川忠総留書』は紛争の最初のきっかけを、厩橋城で北条氏直から求められた城の借用に對して、由良国繁は「違背不及申^二御意次第^一」と即答したのに對して、長尾顕長は「仕合ノ上ハ兎角申^三不及儀^一」と言いつつも、自分は長尾家にとつては「聲名跡」(先代景長の養子)に過ぎないのでこの場で請けるとは言いがたく、「家老共次第」「拙者女次第」であるとして即答できなかつたのである。また、後に和睦の条件として「両城ヲ此

方^正借置」の見返りとして「城付千貫宛」を与えるとの条件が提示された時も「家中ノ儀」は「女并家老之仕置」であるから自分には判断できないと返答したため、北条氏政が「館林^正申遣」したことで「家老共」が承諾したと述べている。

もちろんこうした記述は編者の解釈や脚色に過ぎないと切り捨てることもできようが、このことを念頭に置いて改めて注目したいのが「史料4」である。小泉合戦の和睦交渉において皆川広照が由良・長尾兄弟の帰還を実現するために「両地へ各拙者由断佗言申候」と本多正信に伝えている点である。「両地」とは新田・館林両家中と理解できる。和睦の仲介に立つ皆川氏が紛争の当事者である国衆家中になぜ「佗言」を述べなければならぬのだろうか。そこには当主不在という危機的状況における「家中」という政治主体が想定されるべきである。そして、同家中の意思は「主君と城の交換」として総括されていくことになるのである。

おわりに

戦国時代末期の国衆は戦国大名領国下にあつて自立と従属の

不安定なバランスの上に辛うじて存在している政治勢力である。その不安定さはいわゆる「境目」に割拠する国衆ほど顕著であると言えよう。その境目の国衆の代表が由良氏と館林（足利）長尾氏である。由良・長尾両氏は本稿で検討した小泉・沼尻合戦のあとも、天正十六年八月、及び天正十七年二月とみたび反乱を起こし、桐生・足利両城破却、兄弟の小田原在府と処断され、国衆としての自立要件を完全に喪失していく。⁽⁵⁵⁾ただし、それにもかかわらず、結果的には小田原北条氏滅亡後も豊臣大名として存続することになる。

大澤政勝は著書『新田金山伝記』において、由良・長尾兄弟は「何方へモ人質ヲモ不出、小田原北条氏直公ニ御無事ニテ家老一人宛為御名代御礼儀或斗也」と讃える。ただし、実際には当主の肉親が人質にならなかつただけで、「家老一人宛為御名代御礼」として人質は提出していたのであるが、近世人政勝は戦国期の自立した国衆像を彼なりにそう理解したのである。その一方で政勝は、関東の「諸侍・城持」が悉く「滅亡」していくなかで、由良（横瀬）氏のみが「御子孫繁栄」していることは「目出度武士鏡」であると賞賛する。ここから政勝の主観と顕彰意図を取り除いたところには、戦国大名への従属を「譜代」の「忠義」と読み替えて合理化しようとした富岡氏の政治思想

にも通じる、政勝のもうひとつの歴史認識と価値感がある。

人質は外交上の貴重なカードであり、ゆえに最大限丁寧に扱うべきものという規範があった。⁽⁵⁶⁾戦国時代の国衆が主君と城を交換するという極めて異常ではあるが、現実それが起こり得た背景には、武家社会においてそのような規範が存在したためと考えるしかない。そしてこのことは自立する外様国衆から従属する譜代衆への転身の一段階に他ならないのだが、そのことを家中が主体的に意思決定していることは注目に値しよう。ここに「領主の危機管理」として推移した中近世移行期における地域権力の特質が垣間見える。

〈付記〉

本稿執筆にあたっては、資料所蔵者である長谷川優代氏に特段のご配慮を賜った。また調査において館林市史編さんセンターに協力を頂いた。末筆ではあるが記して感謝を申し上げる。

註

- (1) 上井由規子「戦国時代の人質―近世証人制度の歴史的前提―」(『国史談話会雑誌』四〇号、一九九九年)。田端泰子「豊臣政権の人質・人質政策と北政所」(同著『日本中世の村落・女性・社会』吉川弘文館、二〇一一年。初出二〇〇六年)。

- (2) この戦争は一般に沼尻合戦と呼ばれているが、本文で述べるとおり、実際には一続きの戦争ではなく、前半の「小泉合戦」と後半の「沼尻合戦」とで段階的に捉えられることから、表題の「小泉・沼尻合戦」を用いることとする。また、「関東東方衆」とは当時「東方之諸士」「東方味方中」「東表之面々」などと認識された佐竹・宇都宮氏ら常野地域の反北条勢力を言う筆者の造語である。関東における「東方」の概念については、拙稿「中世関東の地域認識と利根川―東関東と西関東―」（拙著『関東平野の中世・政治と環境』高志書院、二〇一五年。初出・二〇一四年）参照。
- (3) 齋藤慎一氏が著書『戦国時代の終焉・「北条の夢」と秀吉の天下統一』中公新書、二〇〇五年）において、この戦争が徳川家康と羽柴秀吉の権力闘争（小牧・長久手の戦い）と同調して展開していることを指摘したことから、「沼尻合戦」として広く認知されることになった。また、小泉・沼尻合戦の諸局面が徳川氏と羽柴氏の関東惣無事をめぐる主導権争い、あるいは秀吉の東国政策との関わりにおいて直接・間接に論及されている。高橋博「天正十年代の東国情勢をめぐる一考察―下野皆川氏を中心に―」（『弘前大学國史研究』九三号、一九九二年）。竹井英文「戦国・織豊期東国の政治情勢と「惣無事」」（同著『織豊政権と東国社会』吉川弘文館、二〇一二年所収。初出二〇〇九年、谷口央「小牧長久手の戦い前の徳川・羽柴氏の関係」（『人文学報』四四五号、二〇一一年）など。
- (4) 由良国繁・長尾顕長の実父は由良成繁、実母は長尾氏以前に館林城主であった赤井秀重の娘（後の妙印尼）である。顕長は外祖父赤井氏を滅ぼし、足利から館林に転じた長尾景長の養子となる。由良・長尾氏の兄弟領国成立の経緯については、館林市史編さん委員会編『館林市史・通史編1・館林の原始古代・中世』（同市、二〇一五年）に詳しい。黒田基樹「由良氏の研究」（同著『戦国大名と外様国衆』文献出版、
- 一九九七年）などはこれを肯定的に捉え、『太田市史・通史編・中世』（一九九七年）などもこれに拠る。一方、齋藤慎一氏・前掲註（3）著書などは伝記の記述を部分的に援用しつつも、戦争が当主不在であったか否かについては積極的な言及がない。『藤岡町史・通史編・前編』（一九九七年）も同様（同氏執筆）。前掲註（4）『館林市史・通史編1』は「当主を人質に取られたまま拳兵が行われたなど疑問が残る」としつつも『石川忠総留書』の記述を信用できるとする（同書三六〇頁、青木裕美氏執筆）。
- (6) （天正十年）九月晦日・北条氏政書状（館林・四七八、広井隆尉氏所蔵文書。この時北条家において由良・長尾兄弟の取り次ぎを務めたのが石巻康敬で、康敬は氏直から「其地」から館林城へ兵を預け置くなどして軍事支援をするよう命じられている。「其地」とは小泉城のことであると考えられる。
- (7) （天正十一年）拾月五日・佐竹義重書状（館林・四九一、庄司健一氏所蔵文書）
- (8) （天正十一年）十月廿九日・天徳寺宝衍書状（館林・四九六、水府史料）
- (9) （天正十一年）霜月七日・北条氏直書状（館林・四九七、塩沢文書）
- (10) 天正十一年霜月八日・北条家朱印状写（館林・四九八、小林家文書）同日・北条氏直判物写（館林・四九八、小林家文書）
- (11) 上野小泉領内や下野足利学校に對し、小泉城の石巻康敬が奉者となつて禁制を発給している。癸未（天正十一年）十月二十四日・北条家禁制（館林・四九二、坂田文書、同日・北条家禁制（館林・四九三、『南紀徳川史五十六』）、同年十月廿九日・北条家禁制写（館林・四九四、足利学校旧蔵文書）
- (12) （天正十一年）十二月朔日・北条氏直書状（館林・五〇〇、原文書）、（同年）十二月五日・北条氏直書状写（館林・五〇一、岡司文書）

- (13) (天正十一年) 十二月五日・北条氏直書状 (館林・五〇三、原文書)
- (14) (天正十一年) 十二月十七日・北条氏直書状 (館林・五〇四、原文書)
- (15) (天正十一年) 十二月七日・北条氏政書状 (館林・四八二、岡部忠勝氏所藏文書。なお、本書状の年次を「埼玉県史料叢書」は天正十二年、『館林市史・資料編2』は天正十年とする。『館林市史・資料編2』の年次比定は筆者が関わったのであるが、本稿をもって所見を改めたい。竹井英文氏・前掲註(4) 論文による。竹井氏は「兼見卿記」天正十一年十一月十日条に「相州北条新九郎(氏直)、今度自氏政与奪家督也」を根拠に、この頃氏政から氏直への正式な家督継承があったとする。
- (16) 岡部和子所藏「岡部系図」(『新編埼玉県史・別編4』所収)
- (17) 岡部忠勝家文書(黒田基樹「史料紹介・上杉憲政文書集―山内上杉氏文書集3」、『駿河台大学論叢』四二二〇一年)。
- (18) (天正十一年) 十二月十五日・北条氏照書状(金山・三五四、桜井市作氏所藏色部文書)
- (19) (天正十二年) 三月十一日・佐野宗綱書状(館林・五〇五、色川三郎兵衛氏所藏佐竹文書)
- (20) (天正十二年) 二月二日・北条氏直書状(館林・四八七、武家文書)。(同年) 三月十一日・佐野宗綱書状(館林・五〇五、色川三郎兵衛氏所藏佐竹文書)。(同年) 二月十五日・佐竹義重書状写(金山・三七三、小田部庄右衛門氏所藏文書)。
- (21) (天正十二年) 二月廿九日・北条氏直書状写(館林・五〇六、富岡家古文書)
- (22) (天正十二年) 三月四日・北条氏直書状写(館林・五〇七、富岡家古文書)
- (23) 国立史料館編「史料館所藏史料目録・第二十七集」(同館刊、一九七七年)
- (24) 『石清水八幡宮横瀬家系譜』前掲「史料館所藏史料目録・第二十七集」及び国文学史料館の考証による。
- (25) 富岡牛松「金山太田誌」(歴史図書社、一九七七年)
- (26) 太田市教育委員会編「金山城と由良氏」所収(同刊、一九九八年)。
- (27) 由良・横瀬氏は天正十八年に拝領した牛久領を近世初期の十数年しか領知していない。それに関わらず牛久市・龍ヶ崎市には由良・横瀬氏の伝承が濃密である。その伝説の主体が「横瀬能登守長氏」である。『石清水八幡宮横瀬家系譜』にも牛久領と横瀬能登守永氏の由緒が語られているが、それは永禄年間(遡るもの)としている。天正十八年八月朔日に由良国繁と母妙印尼が豊臣秀吉から得た安堵状(館林・五四六、由良文書)には「当知行」であるとの理由で牛久領が由良家に与えられている。「当知行」が事実であれば、例えば横瀬能登守繁勝一門衆の姻族等の所領を由良氏が当知行と主張し安堵を実現させた可能性がある。
- (28) 大澤政勝自筆二巻本『新田金山伝記』下巻序。大澤政勝自筆二巻本(同家蔵)自筆二巻本は一般に知られている内閣文庫本(太田市教育委員会編『金山城と由良氏』同刊・一九九八年、峰岸純夫校訂「長楽寺永禄日記」(史料纂集一三五)「統群書類従完成会・二〇〇三年など所収)とは大きく内容が異なり、情報が豊富である。同本の電子複写本が高崎市立図書館、真下和男氏解説ワープロ私家版が太田市立新田図書館に収蔵されている。以上は、杉仁「上州世良田村「大澤政勝」の教育と信仰と書き物」(同著近世の在村文化と書物出版)(吉川弘文館、二〇〇九年。初出二〇〇七年)による。
- (29) 自筆二巻本『新田金山伝記』上巻序。
- (30) 杉仁「上州世良田村旧土豪武士「大澤政勝」の書き物にみる由緒意識と歴史認識」(『書物・出版と社会変容』七号、二〇〇九年)。原田正剛「日記」と「新田金山伝記」(峰岸純夫校訂「長楽寺永禄日記」(史

- 料纂集一三五」(統群書類従完成会、二〇〇三年)
- (32) (天正十二年) 三月三日・北条氏直書状写(金山・三四六、集古文書七三 横)
- (33) 天正十二年三月十二日・皆川広照書状(金山・三五八、三浦文書)
- (34) 竹井英文氏・前掲註(3) 論文参照。
- (35) 「関東惣無事」を阻む最大の要因が上野の沼田領をめぐる真田氏と北条氏の抗争であり、もうひとつが「由信・長新進退之儀」、すなわち上野新田の由良国繁と館林の長尾顕長兄弟の帰属問題であった。
- (36) (天正十二年) 三月十八日・北条氏直書状(館林・五〇九、久米文書)
- (37) (天正十二年) 四月五日・北条氏直感状写(館林・五一一、金沢市立玉川図書館所蔵『松雲公採集遺編類百五十二』所収文書)、(同年)四月二十二日・北条氏勝感状写(館林・五一四、『古今消息集一』所収文書)
- (38) (天正十二年) 六月十八日・太田道誉書状写(館林・五二三、『紀伊国藩中古文書十二』所収文書)
- (39) (天正十二年) 卯月二十三日・北条氏政書状写(館林・五一五、『古証文』所収文書)、(同年)同日・北条氏直書状写(館林・五一六、『諸州古文書 甲州文書五』所収文書)
- (40) (天正十二年) 五月十二日・北条氏直書状(館林・五〇九、久米文書)
- (41) 天正十二年四月二十一日・徳川家康書状写(金山・三五九、皆川文書)
- (42) 高橋博「天正十年代の東国情勢をめぐる一考察」下野皆川氏を中心に――(弘前大学国史研究) 九三号、一九九二年。
- (43) (天正十二年) 六月二日・北条氏直書状(館林・五二〇、大藤文書)。
(同年) 七月二十三日・北条氏直感状(館林・五二六、大藤文書)。
- (44) 天正十二年六月十四日・北条家朱印状(館林・五二二、岡司文書)
- (45) 天正十二年六月十四日・北条氏直判物(館林・五二二、原文書)。
- (46) (天正十二年) 霜月二十三日・北条広照書状写(金山・三七二、皆川文書)。(同年) 七月二十三日・北条氏直感状(館林・五二六、大藤文書)。
- (47) (天正十二年) 南呂(八月) 九日・真壁氏幹書状(館林・五二七、千秋文庫所蔵竹文書)
- (48) (天正十二年) 十二月二十四日・北条氏照案書(館林・五四一、松田文書)、(天正十三年) 正月四日・北条氏照書状(館林・五四四、阿久沢文書)。
- (49) (天正十二年) 霜月二十三日・皆川広照書状(金山・三七二、皆川文書)
- (50) (天正十三年) 正月十一日・北条氏直書状(館林・五四六、神奈川県立歴史博物館所蔵北条文書)
- (51) 支城体制の構築に関する史料としては、これまで二月十三日に発せられた館林領青柳郷中あての乙酉(天正十三年) 二月十三日・北条家掟書、館林・五五七、松本稔氏所蔵文書) が知られていたが、熊谷市史の調査で新田領岩瀬川郷中宛ての同日・同内容の北条家掟書(『熊谷市史・通史編上巻 原始・古代・中世』六〇九頁、逸見家文書) が確認されたことで、北条氏による支城体制の構築が支城単位ではなく、小田原の支持で一元的に執行されていることが明らかとなった。
- (52) (天正十三年) 二月五日・宇都宮国綱書状(館林・五五二、千秋文庫所蔵佐竹文書)
- (53) (天正十二年) 三月十七日・羽柴秀吉書状写(金山・三七八、井伊文書)
- (54) (年月日未詳) 富岡氏条書(断簡)(館林・六四六、千葉市立郷土博物館所蔵原文書)
- (55) (天正十六年) 八月二十六日・北条氏直書状(館林・六二七、富岡桑吉氏所蔵文書)、(同年) 九月三日・北条氏邦書状(館林・六二八、京都大学文学部所蔵『古文書纂』所収阿久澤文書)。(天正十七年) 二月十九日・北条氏政書状写(館林・六三四、国立公文書館所蔵『相州文書』所収鎌倉郡江島下之坊所蔵文書)、(同年) 二月二十日・北条氏直

(56) 書状写 (館林・六三五、内田文書)
前掲・註(1) 論文参照。

〈出典略号〉

史料出典の「館林」は館林市史編さん委員会編『館林市史・資料編 2・中世』(同市刊、二〇〇七年)、「金山」は太田市教育委員会編『金山城と由良氏』(同市刊、一九九六年)。